

## 基準 7. 管理運営

7-1. 大学の目的を達成するために、大学及びその設置者の管理運営体制が整備されており、適切に機能していること。

### 《7-1の視点》

7-1-① 大学の目的を達成するために、大学及びその設置者の管理運営体制が整備され、適切に機能しているか。

7-1-② 管理運営に関わる役員等の選考や採用に関する規程が明確に示されているか。

### 【7-1. 事実の説明】

学校法人四天王寺学園および四天王寺大学・同大学院の管理運営体制は、寄附行為および学則において次のように定められている。(平成21年5月1日現在)

1 学校法人四天王寺学園の役員の定数（寄附行為第5条） （1）理事 8人以上11人以内 （2）監事 2人または3人 理事のうち1人を理事長とし、宗教法人四天王寺代表役員の職に在る者をもって充てる。
2 理事の選任（寄附行為第6条） （1）宗教法人四天王寺代表役員 （2）宗教法人四天王寺責任役員のうちから、宗教法人四天王寺総務会において選任された者（2人または3人） （3）四天王寺大学大学院学長、四天王寺大学学長、四天王寺大学短期大学部学長、四天王寺高等学校長、四天王寺羽曳丘高等学校長、四天王寺中学校長、四天王寺羽曳丘中学校長または四天王寺学園小学校長のうちから理事会において選任された者（1人または2人） （4）宗教法人四天王寺信徒総代のうちから互選された者（1人または2人） （5）評議員のうちから評議員会において選任された者（1人） （6）学識経験者のうちから理事会において選任された者（2人）
3 理事長（寄附行為第5条、第11条、第13条） 理事長は、宗教法人四天王寺代表役員の職に在る者であり、学校法人四天王寺学園を代表するのは、理事長のみである。
4 理事会（寄附行為第16条） 理事会は、理事をもって組織され、学校法人四天王寺学園の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
5 監事（寄附行為第7条、第15条） 監事は、理事、職員または評議員以外の者であって理事会において選出した候補者の内から、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。 監事は、学校法人四天王寺学園の業務、財産の状況を監査し、監査の結果を所轄庁に報告し、または理事会および評議員会に報告する。 また、理事長に対して評議員会の招集を請求したり、学校法人四天王寺学園の業務または財産の状況について、理事会に出席して意見を述べるができる。
6 評議員会（寄附行為第19条、第21条、第23条） 評議員会は、23人以上28人以内の評議員をもって組織される。評議員は次に掲げる者とし、評議員の選任については理事会において行う。

- (1) 学校法人四天王寺学園の理事のうちから選任された者（7人）
- (2) 宗教法人四天王寺責任役員または職員のうちから選任された者（3人または4人）
- (3) 学校法人四天王寺学園の職員のうちから選任された者（4人または5人）
- (4) 学校法人四天王寺学園の設置する学校を卒業した年齢25歳以上の者のうちから選任された者（2人または3人）
- (5) 学識経験者のうちから選任された者（7人以上9人以内）

次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

- (1) 予算、借入金および基本財産の処分並びに運用財産中の不動産および積立金の処分
- (2) 事業計画
- (3) 予算外の新たな義務の負担または権利の放棄
- (4) 寄附行為の変更
- (5) 合併
- (6) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (7) 寄附金品の募集に関する事項
- (8) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

7 大学教授会（大学学則第52条、第53条、第54条）

教授会は専任の教授、准教授および講師をもって組織され、理事、事務局長および学長の指名する者は必要に応じ教授会に出席する。教授会は学長が招集し、議長となる。

教授会の審議事項は、次のとおりである。

- (1) 教育課程に関する事項
- (2) 教員の資格審査等に関する事項
- (3) 学生の入学、休学、退学その他修学に関する事項および卒業の認定に関する事項
- (4) 学生の厚生補導に関する事項
- (5) 学生の賞罰に関する事項
- (6) その他学長の諮問事項

8 大学院研究科委員会（大学院学則第51条、第52条、第53条）

大学院研究科委員会は学長、研究科長、大学院研究科の授業科目を担当する教員および学長の指名する若干名の本学の教員をもって組織され、理事、事務局長および学長の指名する者は必要に応じ大学院研究科委員会に出席する。大学院研究科委員会は学長が招集し、議長となる。

大学院研究科委員会の審議事項は、次のとおりである。

- (1) 教育課程に関する事項
- (2) 課程の修了の認定に関する事項
- (3) 学位論文の審査に関する事項
- (4) 学位授与に関する事項
- (5) 教員の資格審査等に関する事項
- (6) 学生の入学、休学、退学その他修学に関する事項の認定に関する事項
- (7) 学生の厚生補導に関する事項
- (8) 学生の賞罰に関する事項
- (9) その他学長の諮問事項

### 【7-1. 自己評価】

このように、本学は理事会・監事・評議員会・教授会等の管理運営体制を適切に整備している。

また、理事・監事・評議員等の管理運営に関わる役員の選考や採用に関しても、本学の寄附行為第6条（理事の選任）、第7条（監事の選任）、および第23条（評議員の選任）等に明確に定められており、特に問題はないと考える。

### 【7-1. 改善・向上方策】

今後も、関係法令および本学規程に則った適切な大学運営に努めていきたいと考えるが、「学校法人四天王寺学園寄附行為」を理事制度、監事制度、評議員会制度の改善、および財務情報等の公開等の点について見直し、改正を行い、平成17年5月20日から施行している。

#### （1）非常勤理事に対する学校法人の運営状況についての情報提供の状況

欠席理事の理事会議案に対する意見表示については、書面表決状にて、各議案に対する賛否を明確にすることにした。また、理事会議案の他、学校法人の擁する各学校の行事に関する報告等についても理事長より直接説明することにした。

#### （2）監事の独立性について

外部から見た場合、理事長と監事が他の法人において職務上の上下関係にあること等のないよう、当該法人外より監事を選任している。

#### （3）監事の理事会・評議員会への出席について

私立学校法第37条3項に定める監事の職務を踏まえ、監事の人選の段階から充分考慮し、選任時にはその職務の重要性に十全の理解を求め、理事会・評議員会への毎回の出席を要請。さらに、理事会・評議員会開催の年間スケジュールを早期に策定し、関係者の日程調整が可能になるよう配慮している。

#### （4）財務情報の公開について

本学ホームページにおいて、以下の財務諸表等を公開している。

- ①資金収支計算書 ②消費収支計算書 ③貸借対照表 ④財産目録 ⑤事業報告書
- ⑥監事監査報告書

## 7-2. 管理部門と教学部門の連携が適切になされていること。

### 《7-2の視点》

#### 7-2-① 管理部門と教学部門の連携が適切になされているか。

### 【7-2. 事実の説明】

大学の主要な人事権や経営に直結する重要事項は理事会の審議事項であり、教授会は学術的分野に関する事項の審議機関であるとするのが基本であるが、理事会の代表者である理事長は教授会に毎回出席し、経営的観点から意見を述べ、一方、教授会の代表者である学長は理事会に毎回出席して学術的事項についての教授会の意思を理事会側へ十分に伝えており、管理側と教学側の意思疎通は適切に図られている。

大学の管理運営においては教学部門の意見は適切に尊重されており、理事会に代表される管理部門と教授会に代表される教学部門との連携は適切に保たれている。

また、大学・短期大学部の事務局について言えば、教学に関する主要部署は部課長制をとっており、選出された専任教育職員が各部署の部長となり、各部門の業務を全体として統括および管理している。各部長・センター長・副部長を構成員とする教学会議は毎週開催され、理事長・学長・事務局長も出席し、教学的分野を中心とする重要事項が審議されている。（教学会議は学長の諮問機関である。）

事務職員は各部署の課長以下を構成しており、教育職員管理職との十分な連携のもと、事務局各部署の全般的業務を日常において円滑に遂行し、教育職員の日々の教育研究活動等を支援している。

また、事務職員と教育職員との連携については、教育職員が日常の教育研究活動において不自由を感じることなく、質の高い教育活動を行い得るよう、日々、事務職員は十分な支援を行っている。

### 【7-2. 自己評価】

この結果として、理事会は教授会の意思を尊重して経営的判断を下しており、また、教授会は経営サイドの見解を理解している。これらのことから管理部門と教学部門との連携は機能的に行われており、特に問題はないと思われる。

事務職員の行う事務処理業務は大学の運営全般において少なからぬ役割を担っているものであり、一定の評価を得ており、この傾向は年々顕著になっている。

教育職員と事務職員との連携も機能的に働いており、問題はない。

### 【7-2. 改善・向上方策】

さらに言えば、教育職員からの要求・質問について各部門の専門性を発揮して積極的に調査・企画・提言ができ、また、教育職員から様々な依頼を受ける前に予期される事項を予測し、事前に準備できる水準にまで事務職員の能力をさらに向上させていく。

## 7-3. 自己点検・評価等の結果が運営に反映されていること。

### 《7-3の視点》

7-3-① 教育研究活動の改善及び水準の向上を図るために、自己点検・評価活動等の取り組みがなされているか。

7-3-② 自己点検・評価活動等の結果が学内外に公表され、かつ大学の運営に反映されているか。

### 【7-3. 事実の説明】

本学における自己点検・自己評価の活動の歩みは次に示すとおりである。

平成 3年	○ 大学設置基準の大綱化を受け、カリキュラムの再編成・シラバスの実施と合わせて、自己点検・自己評価の具体化について協議する。
平成 4年	○ 自己点検・自己評価を学則に定める。
平成 5年	○ 「自己評価委員会規程」を制定・施行し、具体的作業に入る。

平成 6 年	○『自己点検・自己評価報告書（平成5年度）』を取り纏める。
平成 9 年	○ 自己点検・自己評価作業に入る。
平成10年	○『自己点検・自己評価報告書（平成8年度）』を取り纏める。
平成15年	○「自己評価委員会規程」の改正を行い、委員会の構成員の変更・推進委員会の設置及び点検分野の策定などを規程に盛り込む。（「自己点検・自己評価委員会規程」と改称。） ○ また、自己点検評価活動を行うに当たって必要となる実施要領等の各種資料を整備し、委員会において自己点検評価に関する認識の普及を図り、全学的な体制での自己点検評価を試みる。
平成16年	○『自己点検・自己評価報告書（平成14年度）』を取り纏める。
平成17年	○ 本学が加盟している日本私立大学協会が設立した認証評価機関「日本高等教育評価機構」へ入会申請し、認証評価申請とそのスケジュールについて学内において協議する。 ○ 日本高等教育評価機構の定める評価基準に基づいた自己点検・自己評価を全学的な実施体制で行う。
平成18年	○「自己点検・自己評価委員会規程」の改正を行う。 ○『自己評価報告書（平成18年9月）』を取り纏めると同時に、本学学外向けホームページへ同報告書を掲載する。 ○ 日本高等教育評価機構の定める評価基準に基づいた全学的な自己点検評価という方法を継続し、自己点検・自己評価作業に入る。
平成19年	○『自己評価報告書（平成19年9月）』を取り纏めると同時に、本学学外向けホームページへ同報告書を掲載する。 ○ 日本高等教育評価機構へ平成20年度認証評価受審の申請を行う。 ○ 日本高等教育評価機構の認証評価実施要領等に基づき、自己点検・自己評価作業に入る。
平成20年	○ 認証評価受審年度につき、受審大学対象の各種説明会へ参加し学内への情報の共有化を図る。 ○「自己点検・自己評価委員会規程」の改正を行い、自己点検・自己評価委員会を認証評価受審に対応する組織とした。 ○ 書面調査（6月「自己評価報告書」と各種資料を提出）及び実地調査（11月）
平成21年	○ 認証評価の結果、「認定」の評価を受ける。（3月） ○ 認証評価結果及び自己評価報告書を本学学外向けホームページへ掲載する。（4月） ○『平成20年度大学機関別認証評価 評価結果報告書/自己評価報告書』を合冊のうえ学内配布する。（6月）

以上のように、本学の自己点検・自己評価は平成4年の学則への規定、平成5年の「自己点検・自己評価委員会規程」の制定、および同年度の自己点検評価活動の実施に始まる。

平成14年度からは全学的な体制で自己点検評価活動を行い、さらに平成18年度からは認証評価制度に対応するため、点検評価項目を認証評価機関「日本高等教育評価機構」の定める評価基準に準拠するとともに、学内においては「自己評価報告書」の冊子を配布し、学外へは本学ホームページへ同報告書全文を掲載することによって広く学外への公開も実施している。そして、平成20年度には日本高等教育評価機構において第1回目の認証評価を受審し、機関別の評価として「認定」の評価を受けた。

今後も本学の教育研究、学生指導、および管理運営等の諸活動への改革・改善に資するよう、一段と自己点検・自己評価の充実に努めていく。

### 【7-3. 自己評価】

多くの本学職員が自己点検評価に関わることによって、自己点検評価に対する認識を深め、その意義や重要性を認識し、あらゆる観点から本学の現状を改めて把握し、改革・改善への糸口を模索し始めるという意識改革が顕れたことは大きな成果である。

### 【7-3. 改善・向上方策】

今後は、教育研究活動を中心として大学運営の質的な改革・改善に資するという自己点検評価の実効性を高めるため、より一層、自己点検評価活動を充実させ、自己評価結果を改革・改善に結び付けていく行動の具体化を図っていかねばならない。

自己点検評価活動において明らかとなった本学の現状、特に改善すべき問題点等に対し、実際にどのように改革・改善を進めていくのか、学内において十分協議し、本学のより一層の発展に資するよう努めていく。

特に、平成20年度の認証評価受審の結果、機関別の評価として「認定」の評価を受けたが、「改善を要する点」と「参考意見」も幾つかいただいている。これらの指摘事項については現在、各部局において対応策を検討中である。管理運営に関する部分では、各種の会議体について指摘をいただいた。教授会や研究科委員会については学則内で規定されているが、学長の諮問機関である「教学会議」や「学部長学科長会」等については規程が未整備であったため、教育方針等を形成する組織と意思決定過程の明確化を図るためにも、新たにこれらの諸会議についての規程の制定を検討中である。また、教学会議や学部長学科長会は大学と併設短期大学との合同の会議体となっているため、それぞれ固有の懸案事項について審議する場合には組織的・専任的な対応が必要である点を考慮したい。

### 【基準7. 自己評価】

以上のように、本学においては寄附行為第3条および学則第2条に定められた本学の目的の達成に向け、理事会、監事、評議員会および教授会等の管理運営体制が整備され、適切に機能している。管理運営に関わる役員等の選考についても、寄附行為に明確に定められており、問題はないと考える。

管理部門と教学部門との連携についても、法人を代表する理事長と教学部門のトップである学長の双方の強力なリーダーシップのもと、教職員の相互協力によって適切に保たれている。

自己点検評価活動については、平成4年に初めて自己点検評価の規定を学則に定めて以来、試行的な段階を経て、自己点検評価についての認識の普及に伴って徐々に全学的な協力体制で実施し得るようになり、平成20年度には日本高等教育評価機構にて第1回目の認証評価を受審した。

### 【基準7. 改善・向上方策】

認証評価機関の日本高等教育評価機構の定める評価基準に基づいて自己点検評価を行い、「自己評価報告書」の刊行、さらに本学ホームページへ同報告書を掲載することによって、広く学外への公開も実施している。平成20年度には第1回目の認証評価を受審し、「自己評価報告書」とともに「認証評価結果報告書」を併せて配布、本学ホームページへ

掲載し、広く一般に公開している。

認証評価を受審する過程において管理運営に関する事項についても詳細に点検を行うことになり、管理運営の透明化につながった。

認証評価受審の結果、機関別の評価として「認定」の評価を受けたが、「改善を要する点」と「参考意見」も幾つかいただいております、これらの指摘事項については十分検討し、改革・改善していくことによって本学のより一層の発展に資するように努める。

特に管理運営面に関しては、学長の諮問機関である「教学会議」や「学部長学科長会」の規程が未整備であったため、現在、それらの規程の整備を検討中である。また、それらの諸会議が大学と併設短期大学との合同の会議体であることを鑑み、組織的・専任的な審議が出来得るよう考慮したい。